



青森県報

第十九百九十九号

平成十四年三月一日(金曜日)

目 次

訓 令

○青森県臨時の任用職員管理規程の一部を改正する訓令 (人事課) ... 一

告 示

○公印の印影を印刷することができる文書の一部改正 (総務学事課) ... 二

○漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正 (団体経営課) ... 二

○道路の区域の変更 (道路課) ... 二

○道路の供用の開始 (同) ... 三

○車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定 (同) ... 五

公 告

○特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告 (文化・スポーツ振興課) ... 五

○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営振興課) ... 五

○大規模小売店舗の変更の届出 (同) ... 六

○林業用種苗生産事業者の登録 (林政課) ... 八

○林業用種苗生産事業者の登録の失効 (同) ... 九

○開発行為に関する工事の完了 (建築住宅課) ... 九

青森県訓令甲第一号

訓
令

○型式の検定適合遊技機 (企画安全課) ... 〇

○道路の位置の指定 (土木事務所) ... 〇
○右 同 (同) ... 〇

公安委員会

府 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県臨時の任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県臨時の任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県臨時の任用職員管理規程(昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「保健婦、看護婦等」を「保健師、看護師等」に改める。

第十一条第二項第一号中「保健婦、看護婦等」を「保健師、看護師等」に改め、同項

附 則
この訓令は、公表の日から施行する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年四月一日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

告示

青森県告示第七十一号
平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号（公印の印影を印刷することができる文書）の一部を次のように改正する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

第五十号を第五十一号とし、第三十八号から第四十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 精神障害者保健福祉手帳

青森県告示第七十二号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

三の表白棟及び小田野沢区域の項中

「1 小型定置漁業」を 「1 小型定置漁業」に改める。
2 底建網漁業」

青森県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により公示する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

1 道路の種類 国道
2 路線名 一〇二号
3 道路の区域

区間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
十和田市大字三本木字野崎 四十の三五一から 四十の三六一まで	一八・六〇メートル ルから ルまで	一〇九・四〇メー トル	
十和田市稻生町七の一から 十和田市稻生町七五の八ま で	一四・四〇メートル ルから ルまで	九九八・八〇メー トル	

二
1 道路の種類 県道
2 路線名 戸来十和田線
3 道路の区域

区間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
十和田市大字藤島字上野月 一の一から 十和田市穂並町四七の一ま で	九・四〇メートル から 九四・二〇メートル ルまで	四、四〇六・〇〇 メートル	

三
1 道路の種類 県道
2 路線名 十和田三戸線
3 道路の区域

2		1	番号面
県道		県道	種道路類の
碇ヶ関大鰐 停車場線		木線川原岩	路線名
			変更の区間
		弘前市大字中別所字向野二八四の一から 弘前市大字中別所字葛野五五の一まで	
		南津軽郡大鰐町大字島田字ズベコ沢一〇五の二から 南津軽郡大鰐町大字島田字滝六四の二まで	
		南津軽郡大鰐町大字島田字ズベコ沢一〇五の二から 南津軽郡大鰐町大字島田字滝六四の二まで	
		南津軽郡大鰐町大字島田字滝ノ沢六四の二から 南津軽郡大鰐町大字島田字滝ノ沢六四の二まで	

後	前	後	後	前	後	前	前後別
							敷地の幅員
一〇四 ・ 五五〇 メートル まで	一〇四 ・ 五五〇 メートル まで	一一 ・ 五〇メー トルま でら	一四 ・ 五〇メー トルま でら	一五四 ・ 五〇メー トルま でら	一八八 ・ 五〇メー トルま でら	一四八 ・ 五〇メー トルま でら	一八八 ・ 一〇〇メー トルま でら
六三七 ・ 〇〇メー トル		九四六 ・ 〇〇メー トル	九九八 ・ 〇〇メー トル				一三三 ・ 〇〇メー トル

四 1 道路の種類 路線名 道路の区域	区 間	区 間	区 間	区 間	区 間	区 間	区 間
十和田市元町東一丁目二の 一一から 十和田市穂立町四七の一ま で	十一・四〇メート ルから 二〇・六〇メート ルまで	一、七三六・九〇 メートル					
十和田市元町東一丁目五の 一から 十和田市大字洞内字後野三 三〇の一六まで	一一・一二〇メート ルから 三六・〇〇メート ルまで	二、三五〇・九〇 メートル					
木線川原岩							備考

青森県告示第七十四号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年四月一日まで青森県県土整備部道
路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間
五所川原岩木線	弘前市大字中別所字向野二八四の一から 五五の一まで
平成四・三・五	の供用開始日

青森県知事
木村守男

平成十四年三月一日

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年四月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

青森県告示第七十五号

五	4	3
国 道	県 道	
一〇一号	沢線 弘前岳 修ヶ	
西津軽郡岩崎村大字岩崎字浜野一〇四の七から	中津軽郡岩木町大字常盤野字湯の沢一四六の一五から 中津軽郡岩木町大字常盤野字湯の沢一五一の一まで	南津軽郡大鷗町大字島田字滝ノ沢一二六の一まで 南津軽郡大鷗町大字大鷗字大鷗三の二まで

後	前	後	前	後	前	後	前	後
四〇三 ・ 三五〇 メー ートル まで	二七九 ・ 〇〇メー ートル から	二五 ・ 五〇〇 メー ートル から	九七 ・ 〇〇メー ートル から	三一五 ・ 〇〇メー ートル から	一九 ・ 五〇〇 メー ートル から	一〇 ・ 五〇〇 メー ートル から	一六 ・ 八〇〇 メー ートル から	五四 ・ 〇〇メー ートル まで
一六八 ・ 〇〇メー ートル		一六八 ・ 〇〇メー ートル		一八三 ・ 〇〇メー ートル		一〇四 ・ 〇〇メー ートル	八〇 ・ 二〇メー ートル	六〇三 ・ 五九メー ートル

県道 碇ヶ関大鷲停車場線	二から 南津軽郡大鷲町大字島田字ゾベコ沢一〇五の で
県道 弘前岳鱒ヶ沢線	二から 南津軽郡大鷲町大字島田字滝六四の二か らまで
中津軽郡岩木町大字常盤野字湯の沢一四六の 中津軽郡岩木町大字常盤野字湯の沢一五二の まで	中津軽郡大鷲町大字大鷲字大鷲三一五の一から 南津軽郡大鷲町大字大鷲字大鷲三二の二まで
"	"
"	"

青森県告示第七十六号

国道 一〇一號	西津軽郡岩崎村大字岩崎字浜野一〇四の七から西津軽郡岩崎村大字岩崎字浜野六まで
	一四・三・三

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条の規定により公示する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

路線名	区間
国道二八〇号	東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐千六四から
国道三三八号	下北郡東通村大字白糠字見知川山四五の六から
県道むつ東通線	むつ市大字中野沢字大近川一八の二九四から
	下北郡東通村大字白糠字見知川山四五の三まで

二 指定する年月日

平成十四年四月一日

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

- 一 申請のあった年月日
平成十四年二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青森県消費者協会
- 三 代表者の氏名
中村年春
- 四 主たる事務所の所在地
青森市中央三丁目二〇の二〇

- 五 定款に記載された目的
この法人は、諸種の消費者問題について、消費者団体、消費者行政機関、研究機関、企業その他の団体ならびに消費者、消費者問題の専門家、研究者、弁護士などと連携、相互交流を図りながら、消費者被害の実態調査、研究、啓発、情報提供、救済活動およびその支援や消費者問題関連の情報公開活動ならびに消費者の権利の確立に向けた活動を行い、消費者被害の救済と防止を実現し、もって消費者の人権擁護、福祉の増進および社会教育の推進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

二 指定する年月日

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパー・ドッグアサヒ青森中央店
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社横浜ファーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社横浜ファーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

2 有限会社ドラッグコーポレーション

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十四年十月十六日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二〇〇平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一四一台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

三一台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

五〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社横浜ファーマシー

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

(二) 有限会社ドラッグコーポレーション

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時五十分から午後九時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時四十五分から午後六時まで

八 届出年月日

平成十四年二月十五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

10 時間

平成十四年三月一日から同年七月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

4 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年七月一日

2 提出先

平成十四年七月一日

3 記載事項

青森県商工観光労働部経営振興課

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

一大規模小売店舗の名称及び所在地

ADS三春屋

八戸市大字十三日町一三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社アドバンスド・デパートメントストアーズオブジャパン	株式会社アドバンスド・デパートメントストアーズオブジャパン	平成三・五・三
東京都港区芝公園二丁目四 代表取締役 篠原裕信	東京都港区芝公園二丁目四 代表取締役 児島英實	
代表取締役 篠原裕信	平成三・五・三	

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社アドバンスド・デパートメントストアーズオブジャパン	株式会社アドバンスド・デパートメントストアーズオブジャパン	
東京都港区芝公園二丁目四 代表取締役 児島英實	東京都港区芝公園二丁目四 代表取締役 児島英實	

四 届出年月日

平成十四年二月十六日

五 届出書の縦覧

青森県商工観光労働部経営振興課及び八戸市庁

3 時間

平成十四年三月一日から同年七月一日まで

午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年七月一日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

一大規模小売店舗の名称及び所在地

三内ショッピングセンター

青森市大字三内字稻元一二〇の二二〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦 純一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦 紘一外四者

四 変更しようとする事項

項目関連施設大規模な法の運の小		区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
置数出自駐車場及び口車場ののの	と用車来客が利駐時間帯きるこ				
出入口七か所	3 2 1 午前八時三十分まで 午後十時十五分 午前八時三十分 午後九時十五分 午前八時三十分 午後十時十五分 午前零時十五分	四六四台 午前八時三十分 午後十時十五分 午前八時三十分 午後九時十五分 午前八時三十分 午後十時十五分 午前零時十五分	四六七台 午前八時三十分 午後九時十五分 午前八時三十分 午後九時十五分 午前八時三十分 午後十時十五分 午前零時十五分	四六七台 午前八時三十分 午後九時十五分 午前八時三十分 午後九時十五分 午前八時三十分 午後十時十五分 午前零時十五分	平成 ・10・16
一出入(位置所、六か所、一ヵ所、入 りあり)に	4 3 2 1 午前八時三十分 午後九時十五分 午前八時三十分 午後十時十五分 午前零時十五分	立前体駐車場A 午前八時三十分 午後九時十五分 午前八時三十分 午後十時十五分 午前零時十五分	立前体駐車場B 午前八時三十分 午後九時十五分 午前八時三十分 午後十時十五分 午前零時十五分	立前体駐車場C 午前八時三十分 午後九時十五分 午前八時三十分 午後十時十五分 午前零時十五分	平成 ・10・16
"	"	"	"	"	"

※駐車場等の位置については、届出書の添付図面のとおり。

1 場所
平成十四年二月十五日
五 届出年月日
六 届出書及び添付書類の縦覧

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年三月一日から同年七月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年七月一日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

林業用種苗生産事業者の登録

林業用種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

開発区域(工区)に含まれる地域の 名称	むつ市柳町三丁目一〇八の五、一〇八の六 までの八七から一〇八の九一まで、一〇八四の七から一八四の三七四
開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)	青森県知事 木村守男

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年三月一日

番登 号録 年月日 登録	生産事業者		生産事業の内容	事業所
	氏名又は名称	住所		
・昭和四 三・二四	平内町森林組合	東津軽郡平内町大字小湊 字下タ田一の二	採取	苗
			精選	木
			幼苗の育成	木
			苗木以外の 育成	木
			平内町森林組合	名稱
				所在地
			野木 東津軽郡平内町大字松	
			・平成三 四	失効年月日

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により

林業用種苗生産事業者の登録の失効

公告する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

番登 号録 年月日 登録	生産事業者		生産事業の内容	事業所
森林組合あおもり	住 所	種 穗	苗	名 称
青森市大字高田字日野一六の二				

出先機関

十和田土木事務所告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年三月一日

十和田土木事務所長 原田邦治

位 置	延 長	幅 員	指定年月日
三沢市大字三沢字南山八 五の六及び八五の九	九五・一二三メートル	六・〇〇メートル	平成 四・二・五

十和田土木事務所告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年三月一日

十和田土木事務所長 原田邦治

位 置	延 長	幅 品	員	指 定 年 月 日
-----	-----	-----	---	-----------

青森県公安委員会告示第九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年三月一日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

遊技機の種類	型 式	名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	フィーバーパカ殿DX		株式会社三共

同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右
CR竜鳳伝説X1	CRミニスカボリスX	CRミニスカボリスW	CRミニスカボリスW	CRミニスカボリスW	CRミニスカボリスW	CRミニスカボリスW	CRミニスカボリスW

上北郡野辺地町字白岩向 二の四五、二の四六、二 の七五及び二の七六	ル七〇・二四メートル	六・〇三メートル	六・〇五メートル	平成 四・二・五
から六・五五メートル まで	ル七〇・二四メートル	六・〇三メートル	六・〇五メートル	平成 四・二・五

同 右	回胴式遊技機 パラパラセブン	同 右	CR・帰ってきた黄門ちゃんまV
株式会社弁慶	株式会社大都技研	同 右	株式会社平和